

八千代市の公立小中学校における食物アレルギー対応の基本方針

1 はじめに

学校生活では、学校給食以外にも、食物・食材を扱う活動、宿泊を伴う校外活動等、食に関わる様々な活動がある。食物アレルギーのある児童生徒に対して、学校生活で十分な対応ができるよう、校内食物アレルギー対応委員会の設置等の体制整備により関係者が共通の認識をもって対応にあたることが重要である。

学校における食物アレルギー対応については、文部科学省監修の下、平成20年3月に（財）日本学校保健会が発行した「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）や平成25年11月に千葉県教育委員会より通知された「学校給食における食物アレルギー対応の手引き」（以下「手引き」という。）に基づき、「学校生活管理指導表」を活用する。

2 食物アレルギーの対応について

(1)対象児童生徒

食物アレルギーがあり、食物摂取等において注意や配慮が必要な児童生徒のうち、その保護者が食物アレルギー対応を希望する者とする。

(2)「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」に基づく取組

- ・学校生活において注意・配慮を必要とする児童生徒の保護者は、医師が必要事項を記載した「学校生活管理指導表」を学校に提出し、総合的に活用できるようにする。
- ・学校は、「学校生活管理指導表」に基づいて保護者と協議し、児童生徒の個々に応じたきめ細かい配慮と周知を図る。

(3)学校給食の対応について

八千代市は、「ガイドライン」や「手引き」及び平成26年3月文部科学省スポーツ・青少年局長より通知された「今後の学校給食における食物アレルギー対応について」に基づき学校給食センター及び単独給食校の実態に応じた対応ができるよう努めていく。

(4)食物アレルギーの児童生徒への学校給食の提供について

「ガイドライン」の「食物アレルギー対応の段階的目標・作業整備」及び「手引き」の「IV食物アレルギーの児童生徒への学校給食の提供について」を参考に、学校給食センター及び単独給食校における対応段階を保護者と面談のうえ決定する。安全性を最優先し、各施設の設備や環境等の実状に応じた最良の対応を実施できるように努める。

3 校内体制整備について

(1)学校は、管理職を中心に「校内食物アレルギー対応委員会」を設けて、組織的に対応できるようにする。

(2)学校は、状況に応じた「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」を作成し、救急搬送を含めた医療機関との連携についても、周知徹底を図るとともに活用できるようにする。

(3)学校は、食物アレルギーの児童生徒の保護者には、十分な情報提供を求めると共に、食物アレルギー対応に関して保護者と連携し、事故のないようにする。